

埼玉・千葉・東京・神奈川でディーゼル車規制実施中

条例の主な内容

粒子状物質(PM)の基準を満たさないディーゼル車は

平成15年10月1日から

1都3県の地域で

運行が禁止されています。

1都3県の条例	
対象地域	各都県の全域 ※東京都は島しょ地域を除く全域
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス 及びこれらをベースに改造した 特種用途自動車
猶予期間	初度登録から7年間
罰則等	50万円以下の罰金

条例のPM排出基準を 満たさないディーゼル車

(乗用車を除く)

自動車検査証の「型式欄」に
次の記号がある車両

自動車検査証			
自動車登録番号又は車両番号	平成15年10月3日	平	
千葉 100 お 5954	車	名	
チバ	車	台	号
FE447F580139	型	式	自動車種別
この記号 → KC-FE447F			4D33

平成15年10月1日施行の基準

(1都3県の各条例とも同じ基準)

K-、N-、P-、S-、U-、W-

記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両

KA-、KB-、KC-

平成18年4月1日から施行されている 二段階目の基準

(埼玉県・東京都の2条例でのみ規定)

KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、
HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-

上記の型式であっても、
規制に適合している車両もあります。

規制への対応

より低公害な車への買い替え

天然ガス車、LPG車、ハイブリッド車、
ガソリン車、最新規制のディーゼル車等

PM減少装置の装着

九都県市では、条例のPM排出基準に適合させる
ために必要なPM減少装置を共同して指定し
ています。

PM減少装置の装着証明書は、運行の際は
必ず携帯してください。

九都県市指定PM減少装置ステッカー

装着車両の側面等に
表示します。



東京都・埼玉県二段階規制対応

Save
The
Blue Sky
あおい空を守ろう。



九都県市あおぞらネットワーク

<http://www.9taiki.jp>

※九都県市が共同して指定している粒子状物質減少装置や低公害車などを紹介しています。



九都県市首脳会議

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市
川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市